

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14番 21号
 愛旅連ビル 4階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

令和八年度 定時社員総会開催

公益社団法人名古屋食品衛生協会の令和8年度定時社員総会が6月16日(火)、午後2時から名古屋カールデンパレスにおいて開催されました。

総会は久野雄一副会長の開会の辞、舟橋左門会長の挨拶に続いて、名古屋市保健所長の小嶋雅代様、顧問の名古屋市会議員ふじた和秀様、愛知県議会議員寺西むつみ様からご祝辞を頂き健康福祉局生活衛生部長の白橋秀明様はじめご来賓の皆様がご紹介されました。



舟橋会長挨拶



小嶋保健所長祝辞

その後、舟橋会長が議長となり議事の審議に入りました。提出議案は、第1号議案「令和7年度事業報告」、第2号議案「令和7年度計算書類の承認」、第3号議案「役員任期満了に伴う改選(案)」の3議案で、いずれも原案どおり承認されました。また、報告事項は「令和8年度事業計画」と「令和8年度収支予算」の2つでした。

第1号議案「令和7年度事業報告」

- 1 食品衛生思想の普及啓発事業
 - (1) 8月の食品衛生月間に、各区食品衛生協会が保健センター等と連携して食品衛生パレード、消費者懇談会等を実施した。
 - (2) 9月9日に、消費者代表(市地域女性団体連絡協議会)、行政(市保健所・保健センター)、事業者代表(当協会)による懇談会を名古屋市と共催した。
 - (3) 11月から2月の「ノロ

ウイルスによる食中毒防止対策期間」に、各区食品衛生協会が保健センターと連携してリーフレット、啓発グッズ等を活用した啓発活動を行った。

(4) 手洗いマイスター認定講習会を開催して、当協会会員等42名、市女性団体連絡協議会会員23名が修了した。

(5) 食品関係事業者の「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取組みを支援するため、名古屋市の委託を受けて一般飲食店向けの解説動画を作成した。

2 食品衛生責任者養成事業

名古屋市の委託を受けて集合型、eラーニングによる食品衛生責任者講習会を開催した。なお、6月からeラーニング実務講習会の常時受講を開始した。

- ・ 集合型の受講者数 3,904名
 - ・ eラーニング受講者数 2,963名
- 3 食品衛生指導員による

自主衛生管理の指導・助言事業

(1) 日本食品衛生協会の重点指導目標「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」を踏まえて、リーフレットや簡易検査等を活用した巡回指導を実施した。

(2) 日本食品衛生協会の「食の安心・安全・五つ星事業」の普及に取り組んだ。

(3) 日本食品衛生協会東海北陸ブロック大会(7月3日 三重県)、食品衛生指導員全国大会(10月15日 東京)に参加した。

(4) 食品衛生指導員再任講習会を開催し89名が受講した。(食品衛生指導員総数は178名)

(5) 食品衛生指導員に食品衛生手帳を配布した。

(6) 手洗いチェックカー、ルミテスター等の貸し出しを行った。

4 食品衛生の向上に関する顕彰事業

(1) 11月11日、名古屋カールデンパレスで開催した食品衛生表彰式で、優良施設優良従業員及び食品衛生功労者の表彰を行った。

〈次頁へ続く〉

〈前頁より続く〉

名古屋市長表彰

7施設、22名

名古屋市長表彰
名古屋市長表彰

20施設、37名

(2)食品衛生全国大会
(10月16日 東京)で表彰を受けた。

厚生労働大臣表彰

2施設、3名

日本食品衛生協会会長

2施設、5名

日本食品衛生協会理事長

表彰

(3)東海北陸ブロック大会
(7月4日 三重県)で表彰を受けた。

厚生労働省健康・生活衛生局長表彰

2名

5 食品衛生に関する情報の提供事業

(1)名古屋市の発令した食中毒警報(第1号:7月1日、第2号:7月28日、第3号:8月18日)、ノロウイルス食中毒注意報(12月1日~3月31日)を伝達した。

(2)「名古屋食品界」(6回発行)、ホームページ、リーフレットの配布、伝達網による食品衛生情報の提供に努めた。

6 その他の事業

(1)食品営業賠償共済、総合賠償共済「あんしんフード君」の加入促進に努

めた。

(2)食品衛生責任者の掲

示用プレートを販売した。

(3)支部・区協会の維持・

運営の支援、啓発活動・食

品衛生指導員活動等事業の

活性化等への支援を行った。

第2号議案「令和7年度計

算書類の承認」

下記の正味財産増減計

算書及び貸借対照表のとおり

です。

第3号議案「役員任期満

了に伴う改選(案)」

理事候補者及び監事候

補者全員が承認されました。

第50回理事会

令和8年度定時社員総

会の議案審議終了後、同ホ

テル「錦の間」で開催され

た新理事による第50回理事

会において、新会長に舟橋

左門氏(留任)、副会長に

三浦邦雄氏(留任)、杉山

博康氏(新任)、小林増雄

氏(新任)の3名の他、専

務理事1名、常務理事7名

が選任された後、総会会場

に戻り、舟橋新会長から挨拶

があり総会は終了しまし

た。

新役員は、下記のとおり

です。

新役員名簿

会長

副会長

専務理事

常務理事

理事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

外部監事

舟橋左門

三浦邦雄

杉山博康

小林増雄

池田功人

日比野宏紀

太田富久

伊田文郎

加藤充則

太田剛

石原範義

浅田基義

渡邊大雄

小澤堅二

奥田弘美

平出真幸

都築憲幸

小貝清明

鈴木雅喜

佐山義則

林三芳

横井健太郎

濱田康喜

水野泰孝

丹羽克昭

山田真哉

新谷弘一

東藤孝一

伊藤光義

佐藤誠

平松金信

漆原八重子

石原完治

小野良明

大野冠児

加藤修明

山田修三

大谷親雄

田邊悦朗

磯部哲一

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	3,099,500	3,088,000	11,500
事 業 収 益	39,338,726	35,747,301	3,591,425
受 取 補 助 金 等	12,572,250	11,054,989	1,517,261
名 古 屋 市 委 託 金	13,253,460	12,673,716	579,744
受 取 寄 付 金	0	0	0
雑 収 入	125,683	44,035	81,648
経常収益計	68,389,619	62,608,041	5,781,578
(2) 経常費用			
事 業 費	65,286,850	55,710,385	9,576,465
管 理 費	2,414,492	2,257,429	157,063
経常費用計	67,701,342	57,967,814	9,733,528
当期経常増減額	688,277	4,640,227	△ 3,951,950
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	688,277	4,640,227	△ 3,951,950
一般正味財産期首残高	45,309,178	40,668,951	4,640,227
一般正味財産期末残高	45,997,455	45,309,178	688,277
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
III 正味財産期末残高	45,997,455	45,309,178	688,277

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	35,987,079	36,423,193	△ 436,114
未収金	1,310,000	0	1,310,000
流動資産合計	37,297,079	36,423,193	873,886
2 固定資産			
基本財産			
基本財産積立	5,435,706	5,435,706	0
基本財産合計	5,435,706	5,435,706	0
特定資産			
退職給付積立	6,870,080	6,125,600	744,480
大会準備積立	1,320,514	1,320,514	0
調整準備積立	3,046,803	3,046,803	0
特定資産合計	11,237,397	10,492,917	744,480
その他固定資産			
什器備品	1,103,858	676,492	427,366
減価償却累計額	△ 386,165	△ 126,318	△ 259,847
ソフトウェア	223,631	340,308	△ 116,677
その他固定資産合計	941,324	890,482	50,842
固定資産合計	17,614,427	16,819,105	795,322
資 産 合 計	54,911,506	53,242,298	1,669,208
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,893,300	1,752,500	140,800
預り金	150,671	55,020	95,651
流動負債合計	2,043,971	1,807,520	236,451
2 固定負債			
退職給付引当金	6,870,080	6,125,600	744,480
固定負債合計	6,870,080	6,125,600	744,480
負債合計	8,914,051	7,933,120	980,931
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	45,997,455	45,309,178	688,277
(うち特定資産への充当額)	5,435,706	5,435,706	0
4,367,317	4,367,317	0	
正味財産合計	45,997,455	45,309,178	688,277
負債及び正味財産合計	54,911,506	53,242,298	1,669,208

名古屋市からのお知らせ

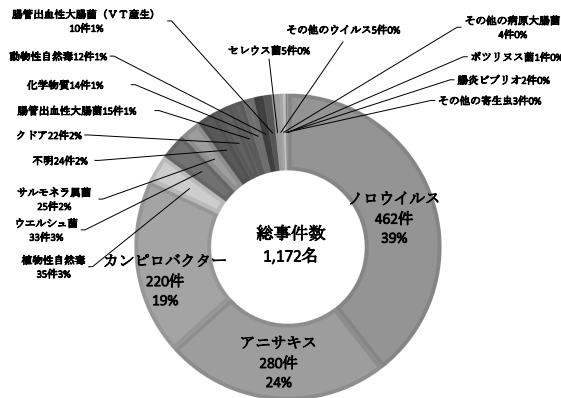
食中毒を防ぎましょう

1 全国・名古屋市の食中毒発生状況

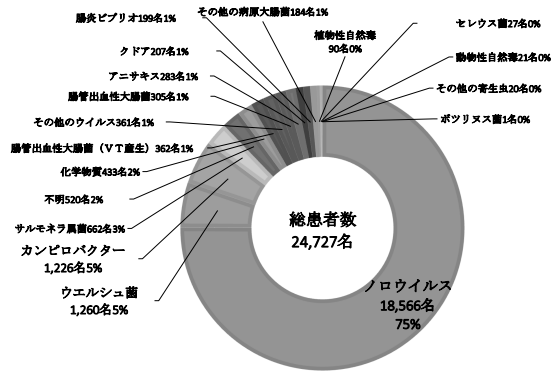
令和7年の全国及び名古屋市の食中毒発生状況についてお知らせします（グラフ及び表のとおり）。全国及び名古屋市で発生した食中毒の病因物質別事件数・患者数で最多となったのはノロウイルスでした。その他アニサキス、カンピロバクター、ウェルシュ菌等を原因とする食中毒も多数発生している状況です。

病因物質	件数	患者数
ノロウイルス	11	446
アニサキス	4	4
カンピロバクター	2	16
サルモネラ属菌	1	9
計	18	475

令和7年全国食中毒事件数（病因物質別）

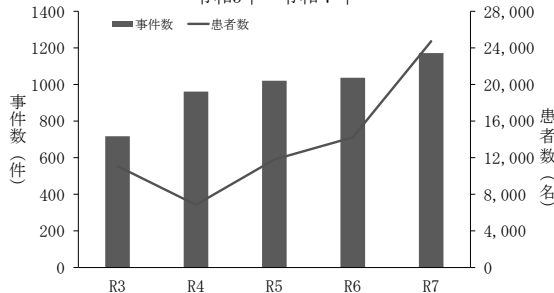


令和7年全国食中毒患者数（病因物質別）

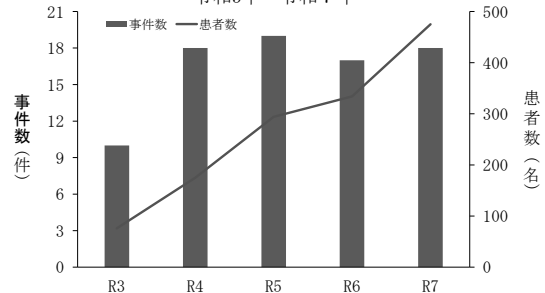


また、全国及び名古屋市における過去5年間の食中毒事件数・患者数はともに増加傾向にあります。手洗いや従事者の健康管理、食品の温度管理等を含めたHACCPに沿った衛生管理を実施することで食中毒防止対策を進めることが重要です。

全国食中毒事件数・患者数の推移
令和3年～令和7年



名古屋市食中毒事件数・患者数の推移
令和3年～令和7年



2 食中毒予防について

気温や湿度が高くなり細菌が増殖しやすい気象条件になると、細菌性の食中毒が起こりやすくなります。例えば、黄色ブドウ球菌やウエルシュ菌などは、食材や調理後の食品の温度管理が不十分だと食品中で増殖し、毒素を産生して食中毒を引き起こします。食材は保存方法を守って保管し、調理後の食品はすみやかに提供しましょう。また、調理後に保存する場合は常温で放置せず冷蔵保存し、再加熱する際は、十分に加熱しましょう。

一般的に、細菌は10℃～60℃の温度帯で増殖しやすくなります。この温度帯に留意し、冷やす場合には短時間で通過させるようにしましょう。

3 食中毒警報について

食中毒警報は、例年7月～9月において細菌性の食中毒が起こりやすい気象条件となった場合などに、市民の皆様や食品関係事業者の方々に対して、食品の取扱いや衛生管理への注意を促すために発令します。食中毒警報が発令されたら、次の点に特に注意して、食中毒の発生を防止しましょう。

- ◇調理後は長時間放置せず、すぐに提供しましょう。
- ◇調理の前には石けん等でよく手を洗いましょう。
- ◇冷蔵庫の温度は10℃以下になるように気をつけましょう。
- ◇冷蔵庫に食品を詰め過ぎないようにしましょう。
- ◇新鮮な材料を使用するようにしましょう。
- ◇食器、マナ板、包丁、ふきん等は十分に洗浄、消毒しましょう。
- ◇調理場は常に清潔に保ちハエ、ゴキブリ、ねずみ等の駆除に努めましょう。

(名古屋市保健所 食品衛生課)

「カシューナッツ」の 食物アレルギー表示が 義務化されました

「カシューナッツ」によるアレルギー症例数の増加等をふまえ、令和8年4月1日に食品表示基準が改正され、アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）に「カシューナッツ」が追加されました。

【特定原材料】



○経過措置期間について

令和10年3月31日までに製造、加工又は輸入されるもの（業務用食品は販売されるもの）は従前の表示をすることができますが、健康被害防止の観点から、可能な限り速やかに表示ラベルの切替えを行きましょう。

◎「ピスタチオ」が特定原材料に準ずるものに追加されました

令和8年4月1日にアレルギー表示を推奨する品目（特定原材料に準ずるもの）に「ピスタチオ」が追加されました。アレルギーの対象品目は、定期的な実態調査における症例数や重症度を踏まえ、適宜見直しが行われています。

+ 全国実態調査において症例数が継続して相当数みられていることを踏まえ、可能な限り速やかにピスタチオの表示に努めましょう。

（名古屋市保健所 食品衛生課）

市公式ウェブサイトで公表！
なごやHACCP自主管理宣言施設を
募集しています！

認定マーク

お店にマークを貼って、衛生管理への取り組みをアピールしませんか？

自主管理認定制度について

動画でわかりやすく解説！

名古屋市公式YouTubeチャンネル「まるはつちゅ〜ぶ」
3chで配信中
〔動画制作：名古屋市食品衛生協会〕
〔制作委託：名古屋市〕

令和8年8月から高額療養費の 自己負担額上限額が見直され、 年間上限額が新設されます。

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、1か月（月の初めから終わりまで）で自己負担上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

上限額は年齢や所得区分により異なりますが、令和8年8月から変更されます。（別表参照）ただし、多数回該当（過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から）の金額については据え置かれます。

また、新たに年間上限額が新設されます。これにより、月単位の限度額が上限に達していない一方で、年間上限に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となります。

（別表）患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

出典：厚生労働省「高額療養費制度の見直しについて」

【～70歳未満】

区分	負担割合	令和8年7月まで		令和8年8月～令和9年7月		
		月単位の 上限額(円)		月単位の 上限額(円)		年単位の 上限額(円)
旧ただし書き所得 901万円超	3割 (*1)	252,600+(医療費-842,000)×1% <多数回該当:140,100>		270,300+(医療費-901,000)×1% <多数回該当:140,100>		1,680,000
旧ただし書き所得 600万円～901万円		167,400+(医療費-558,000)×1% <多数回該当:93,000>		179,100+(医療費-597,000)×1% <多数回該当:93,000>		1,110,000
旧ただし書き所得 210万円～600万円		80,100+(医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>		85,800+(医療費-286,000)×1% <多数回該当:44,400>		530,000
旧ただし書き所得 210万円以下		57,600 <多数回該当:44,400>		61,500 <多数回該当:44,400>		530,000 (*2)
住民税非課税		35,400 <多数回該当:24,600>		36,900 <多数回該当:24,600>		290,000

(*1)義務教育就学前の者については2割。

(*2)旧ただし書き所得86万円未満に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

【70歳～74歳】

区分	負担割合	令和8年7月まで		令和8年8月～令和9年7月		年単位の 上限額(円)
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位	個人単位 (外来のみ)	世帯単位	
現役並み所得者 (課税所得690万円以上)	3割	252,600+(医療費-842,000)×1% <多数回該当:140,100>		270,300+(医療費-901,000)×1% <多数回該当:140,100>		1,680,000
現役並み所得者 (課税所得380万円以上)		167,400+(医療費-558,000)×1% <多数回該当:93,000>		179,100+(医療費-597,000)×1% <多数回該当:93,000>		1,110,000
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)		80,100+(医療費-267,000)×1% <多数回該当:44,400>		85,800+(医療費-286,000)×1% <多数回該当:44,400>		530,000
一般 (課税所得145万円未満) (*1,2)	2割	18,000 (年間上限額144,000) (*3)	57,600 <多数回該当:44,400>	22,000 (年間上限額216,000)	61,500 <多数回該当:44,400>	530,000 (*4)
住民税非課税 (低所得Ⅱ)		8,000	24,600	11,000 (年間上限額96,000)	25,700 <多数回該当:24,600>	290,000
住民税非課税 (低所得Ⅰ) (所得が一定以下)			15,000	8,000	15,700	180,000

(*1)収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

(*2)旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(*3)1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、144,000円の上限を設ける。

(*4)課税所得28万円未満に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月に償還払い。

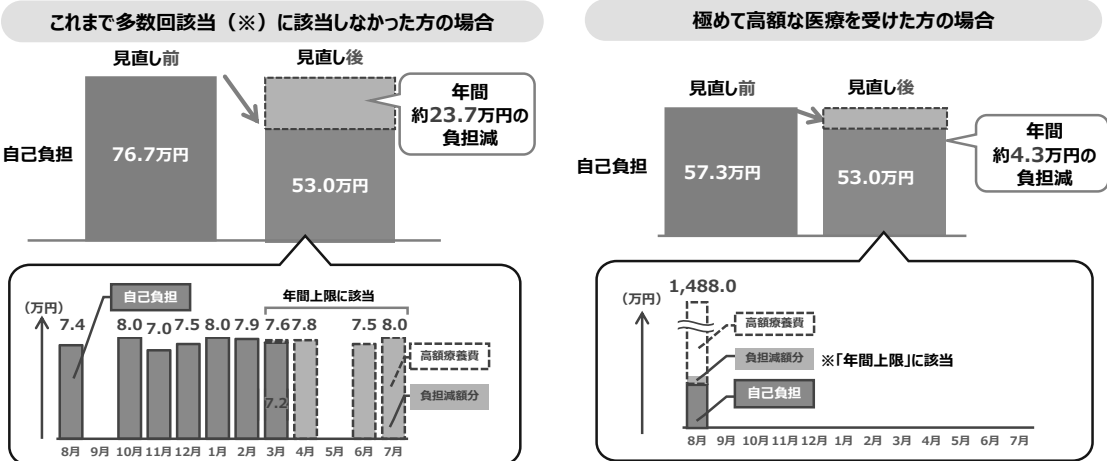
高額療養費の年間上限の新設



長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきますが、医療費の自己負担について、新たに年単位の上限額（年間上限）を設けます。月ごとの自己負担額が積み上がっても、**年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要**となります。

今回の見直しにより、例えば、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。



- 第三十四期組合会議員の任期満了に伴い、去る三月十三日に選挙を実施した結果、第三十五期組合会議員（三十三名）は、次のとおり決定しました。任期は二年です。
- （○印は新任、敬称略）
- 千種地区選出（二名）
 - 水野 啓 ○加藤卓男
 - 東地区選出（一名）
 - 関山和重
 - 北地区選出（二名）
 - 橋本幸雄 ○奥田弘美
 - 西地区選出（一名）
 - 田畑治郎
 - 中村地区選出（二名）
 - 南谷孝昭 森 重之
 - 中地区選出（六名）
 - 新美公平 守屋恵美子
 - 黒柳明博 中山義規
 - 加藤 淳 橘 正徳
 - 昭和地区選出（一名）
 - 児玉雅彦
 - 瑞穂地区選出（一名）
 - 山田克哉
 - 熱田地区選出（一名）
 - 小栗栄治
 - 中川地区選出（一名）
 - 野呂憲司
 - 港地区選出（一名）
 - 犬飼 満
 - 南地区選出（一名）
 - 漆島八重子
 - 守山地区選出（一名）
 - 石原完治
 - 緑地区選出（一名）
 - 小野田良明
 - 名東地区選出（一名）
 - 伊藤征之
 - 太白地区選出（一名）
 - 伊藤茂久
 - 飲食組合選出（三名）
 - 岩田賢一 村崎昭三
 - 尾山良男
 - 喫茶組合選出（二名）
 - 矢頭賢一 原田太一
 - 麺類組合選出（一名）
 - 中條茂信
 - 中華組合選出（一名）
 - 西脇信義
 - すし組合選出（一名）
 - 黒木国光
 - 社交組合選出（一名）
 - 西田良昭

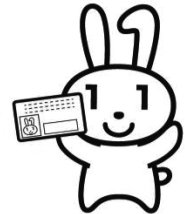
第三十五期組合会議員
決まる



国民健康保険にご加入されている皆様へ

資格情報のお知らせ・資格確認書 についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には
資格情報のお知らせが届きます！



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ	記号 番号 300999	(枝番) 01
氏名	名 名食 太郎	
生年月日	昭和 55年 4月 5日	性別 男
資格取得日	令和 4年 1月 4日	
交付年月日	令和 7年 8月 1日	
組合員氏名	名食 太郎	
住所	名古屋市中区栄4-14-21 愛旅連ビル4F	
保険者番号	2 3 3 0 1 5	
保険者名称	名古屋市食品国民健康保険組合	
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です		

- マイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。

※資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。
※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。すでに資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方には新しく届かない場合があります。



マイナ保険証をお持ちでない方には
資格確認書が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、医療機関等を受診する際に提示する書類です。
- 有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。

国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和 12年 7月 31日
	記号 番号 300999 (枝番)01
氏名	名 名食 太郎
生年月日	昭和 55年 4月 5日 性別 男
資格取得日	令和 4年 1月 4日
交付年月日	令和 7年 8月 1日
組合員氏名	名食 太郎
住所	名古屋市中区栄4-14-21 愛旅連ビル4F
保険者番号	2 3 3 0 1 5
保険者名称	名古屋市食品国民健康保険組合
保険者住所 (電話番号)	名古屋市中区栄四丁目14番21号 愛旅連ビル4階 (052-261-7661)



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



マイナ保険証



マイナ保険証をお持ちの方は
マイナ保険証をご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方は
資格確認書をご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare